

十 二	九 十九	八 八	七 七	六 六	五 五	四 四	三 三	二 二	一 一	条件等を次とのとおり告示する。○	省令第三十号	平成十五年九月二十五日回	成年行回	利付債券	財務大臣	昭和五十七年正十郎	大藏省告示五百九十四号
の経利 払過 込利 み子率	募発 集 の行 価 格	振額 替 額 面 金 額	最高 低 込 行 方 額	払 發 行 行 法 額	發 行 方 法	用 振 替 法 の 適	の 法 律 項 及 び	法 發 行 の 根 拠	號 名 稱 及 び	記	成年行回	利付債券	財務大臣	昭和五十七年正十郎	大藏省告示五百九十四号		
出額に加え し日本郵政公 金額を次第 算式に規定期 定算金	(一)年十額平す額の振 出し額 ○六面成るの記替 に日本郵政公 金額を次第 算式に規定期 定算金	〇六面成るの記替 ・錢金十。整載法 額五数又の 百倍は規定 の記定	日本郵政公 金額五百 九年九月 につき き十五 日	機関を振替 は受けけるも のとし、その 規定期定算 金額による の記録によ る低替	三額の日本 五百面取扱 円四金扱 十額い 九で及 億三び 五百五百 百五十億 万円によ るの發行	用成社 債三等 の振替 法の振 得に國債 による國債 の發募行 の發集行	一成社 債十等 の振替 法の振 得に國債 による國債 の發募行 の發集行	行回 年成 法特例 五年度に 法律第 八号に おける公 債の發行	利付債券 年成 法特例 五年度に 法律第 八号に おける公 債の發行								
十二	十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等を次とのとおり告示する。○	省令第三十号	平成十五年九月二十五日回	成年行回	利付債券	財務大臣	昭和五十七年正十郎	大藏省告示五百九十四号
の経利 払過 込利 み子率	募発 集 の行 価 格	振額 替 額 面 金 額	最高 低 込 行 方 額	払 發 行 行 法 額	發 行 方 法	用 振 替 法 の 適	の 法 律 項 及 び	法 發 行 の 根 拠	號 名 稱 及 び	記	成年行回	利付債券	財務大臣	昭和五十七年正十郎	大藏省告示五百九十四号		

十  
六  
五

償 償 後 第  
還 返 の 二  
金 期 利 期  
額 限 子 以

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。額面金額百円につき百円

$$\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一

初期利子

額面金額の総額× $\frac{0.5}{100} \times \frac{3}{365}$

るす。  
。る期日  
に払い込むものとす

十  
九  
八  
七

払  
込  
期  
日  
募  
集  
期  
間  
払  
場  
所  
支

平  
成  
十  
年  
九  
月  
五  
年  
九  
月  
八  
月  
二  
十  
五  
日  
ま  
で  
日  
か  
ら  
平  
成

十  
七

元  
利  
金  
支

日

本  
銀  
行

年

九

月

十

二

日

か

ら

平

成